

財政赤字(積み残し)

財政赤字が(とくに70年代以降に広く各国で)累増する理由

- 1 ケインズ経済学の影響
- 2 財政錯覚 (税負担を認識せずに, 支出を要求)

これらの説明は, なぜ70年代以降に累増現象が見られたかを説明できない

3 「問題先送り」

財政赤字が累増する前に共通して見られる現象は, 成長率の鈍化など, 財政に負のショックが起こったこと

増税・支出削減など, 国民が負担を負う形で財政再建をしなければならない

国民は一枚岩ではなく, さまざまな利益集団が関与しているため, 負担をどのような形で分担するかについての同意がまとまりにくい

財政再建を先送りする形で, 財政赤字が持続的に発生する

財政再建の方法

問題先送りが財政赤字の原因ならば, 政府の意思決定が合理的でないことを前提にする必要がある

特別の立法で人為的に財政運営に硬直化要素を導入する

例: 均衡財政法

「80(, 84, 90)年に赤字国債発行を脱却」の目標

1980年代の財政再建路線。歳出抑制の手段はシーリング

90年度に目標達成したが, バブル期の増収が寄与。「隠れ借金」の弊害

日本の「財政構造改革法」(1997年11月)は失敗。

弾力性条項を欠いていたため, 景気が悪化することにより, 目標が実現不可能になった。

地方財政

地方政府の役割は何か？

地方公共財はどのようにして適切に提供されるか？

補助金は地方政府の選択にどのような影響を与えるか？

地方分権

権限委譲

地方自治

地方交付税

国庫負担金

委託費

補助金

地方公共財

足による投票

租税競争

ナショナル・ミニマム フライペーパー効果

財政学・第23回

3

中央集権と地方分権の選択

1 権限委譲 分社化

2 地方自治 憲法92条

地方分権への取り組み

第1次地方分権改革

1993年6月 地方分権の推進に関する国会決議

1993年10月 第三次行革審最終答申(規制緩和と地方分権に重点)

1996年12月 地方分権推進委員会第1次勧告

機関委任事務の廃止

自治事務(地方の事務)と法定受託事務(国の仕事)の新設

2000年4月 地方分権一括法試行

第2次

2001年7月 地方分権改革推進会議発足

国庫補助負担金, 税財源

財政学・第23回

4

地方財政計画と地方交付税

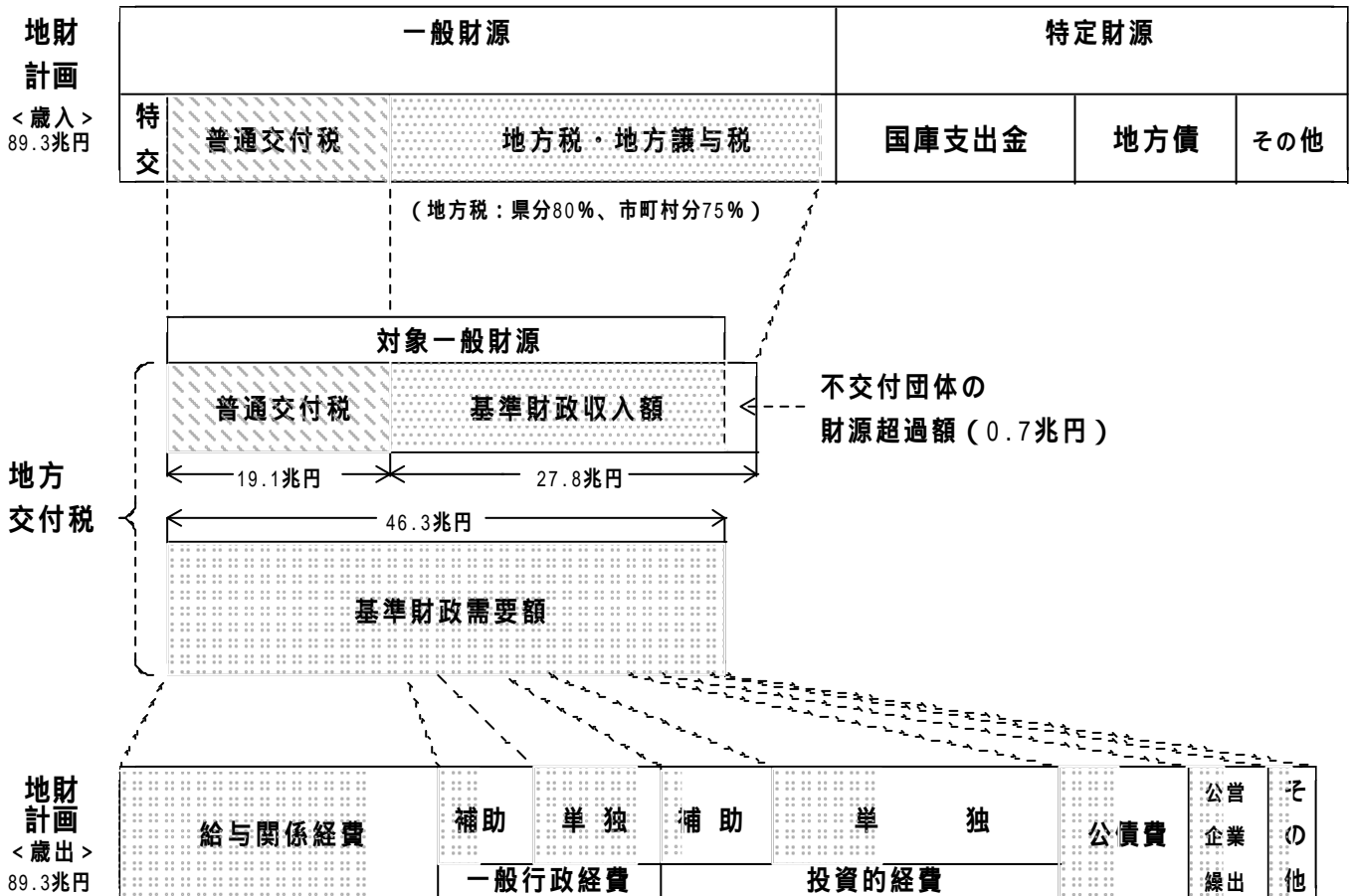
- 地方交付税の総額は、国税5税の一定割合を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。（平の基準財政需要額46.3兆円のうち、地方税等対応分が約6割、地方交付税対応分が約4割）。
- その際、地方財政法第11条の2の規定により、義務教育や生活保護、5ヶ年計画に基づく公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務。
- 各地方団体毎の基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した動態的算定があるが、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない。

地方財政法第11条の2

＜地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入＞

第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。

地方財政計画と地方交付税の関係（平成13年度）



地方交付税の性格

国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成4年5月18日 参・本会議 宮澤総理大臣答弁）

地方交付税は、地方交付税法の規定によりまして、国税五税の一定割合をもって交付税とするものとされております。それが地方団体に法律上当然帰属するという意味において地方の固有財源であると申して差し支えないと考えております。

総額：所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成12年度から）、消費税の29.5%（平成9年度から）、たばこ税の25%

種類：普通交付税 = 交付税総額の94%、特別交付税 = 交付税総額の6%

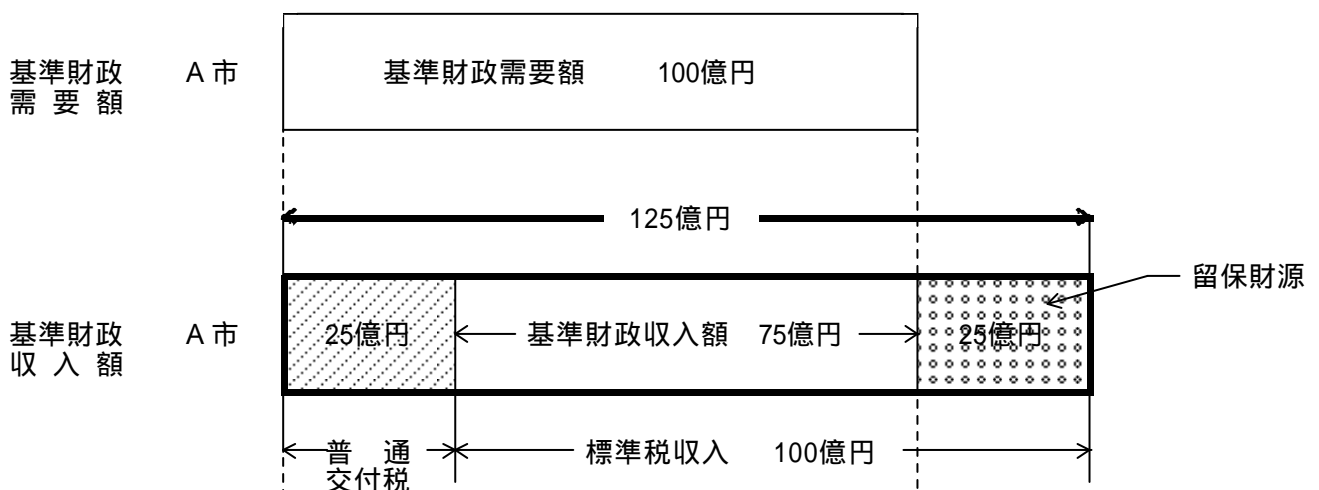
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定）× 測定単位（国調人口等）× 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（道府県分80%、市町村分75%）

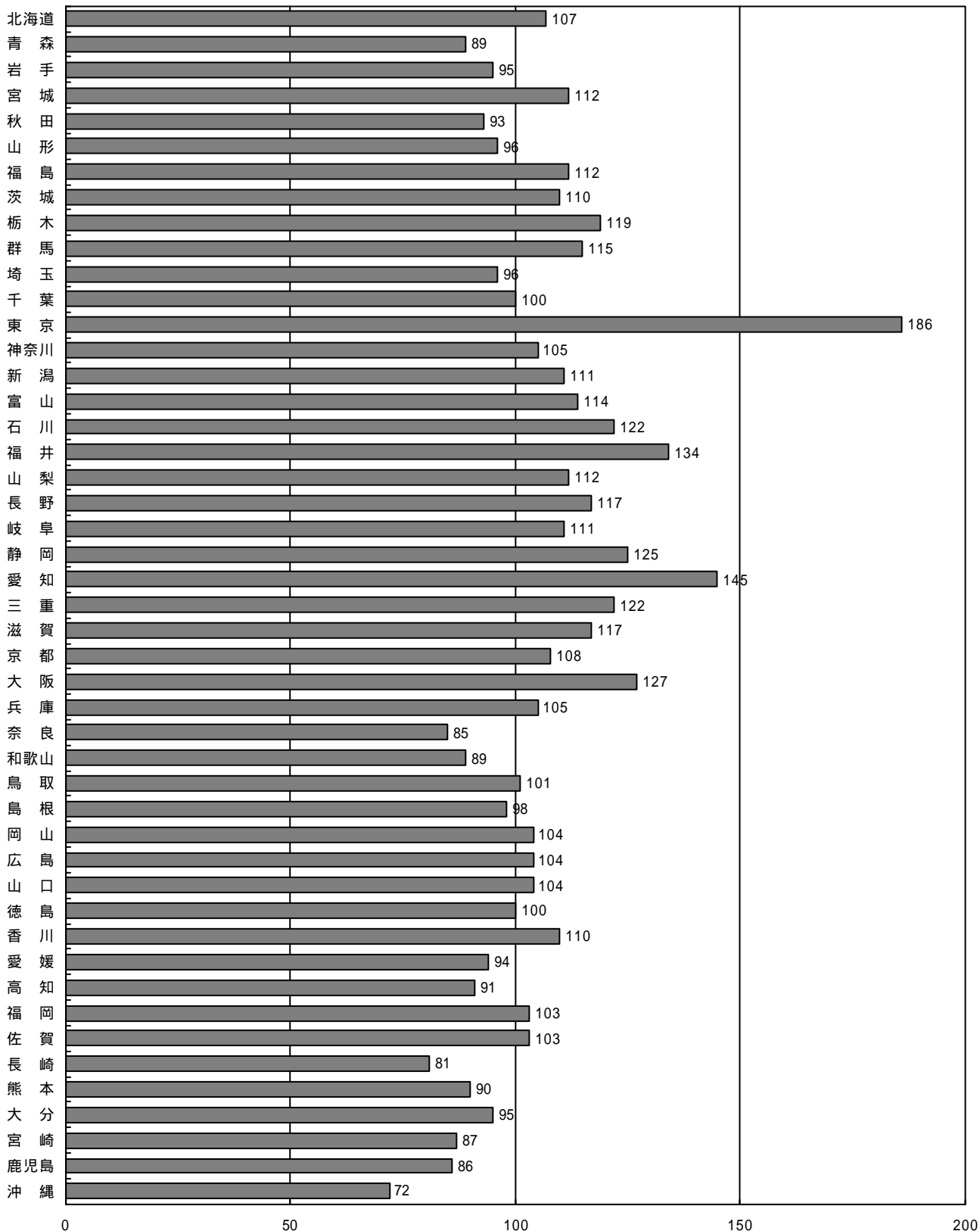
普通交付税の仕組み



都道府県の税源偏在の状況

- 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間で税源の偏在が大きく、平成11年度では、一人当り税額でみると東京都の18.6万円に対し、沖縄県は7.2万円と2.6倍の格差が生じている。

平成11年度一人当たり都道府県税額



地方公共財

便益が特定の地域内にとどまる公共財

地方公共財は効率的に提供されるか？

「足による投票」(ティブー) 住民が自分の求める地方公共財を提供する地域を求めて、移動することによって、競争が形成され、地方公共財の効率的な提供が達成される。

ティブー仮説の問題点

1 市場の失敗

- (1) 外部性 地方公共財の便益が他地域にスピルオーバーする
- (2) 不完全競争 自治体の数は限られている

2 租税競争が弊害を生む

企業誘致のために資本に非課税となり、税体系をゆがめる

3 所得再分配が達成できない(中央政府の関与の必要)

- (1) 個人間の所得再分配
- (2) 地域間の所得再分配

財政学・第23回

5

地域間の所得再分配は必要か？

理論的根拠 ある種の地方公共財は、どの地域でも平等に享受できるように、中央政府が保証すべきである

ナショナル・ミニマム

特定の財に対する平等主義(Specific egalitarianism)

地域間所得再分配の実態

地方交付税による税収の再配分

公共事業の地方への重点配分

1票の格差

費用便益分析での地域係数(過疎地域の住民の消費者余剰に重いウエイトをつける)の導入の検討

反対論

- 1 消費者主権に反する
- 2 地域を再分配をターゲットにすることの非効率性
- 3 消費者、生産者の立地選択を攪乱する

財政学・第23回

6

国庫補助負担金の区分と予算額
(地方財政法上の区分毎の予算額)

平成14年度地方財政計画

(単位：億円)

区 分		主 な 補 助 負 担 金	平成14年度 予 算 額
国 庫 負 担 金	(1)一般行政経費に係る 国庫負担金 第10条及び第34条関係	義務教育費国庫負担金	29,128
		生活保護費負担金	13,751
		児童保護費等負担金	7,509
		原爆被爆者介護手当等負担金	13
		小 計	64,368
	(2)建設事業費に係る 国庫負担金 第10条の2関係	一般国道改修費補助	2,126
		地方道改修費補助	1,861
		街路事業費補助	728
		都市公園事業費補助	878
	小 計	24,300	
(3)災害復旧事業等に 係る国庫負担額 第10条の3関係	河川等災害復旧事業費補助	226	
	農業用施設災害復旧事業費補助	89	
小 計	366		
中 計		89,034	
委 託 費 等 第10条の4関係		外国人登録事務委託費	45
		生涯職業能力開発事業等委託費	203
		統計調査事務地方公共団体委託費	134
		小 計	768
奨 励 的 ・ 財 政 援 助 的 補 助 金 等	(1)補助金	都道府県警察費補助金	316
		社会福祉施設等施設整備費補助金	1,115
		在宅福祉事業費補助金	1,141
		農業経営対策事業費補助金	259
		廃棄物処理施設整備費補助	1,558
	小 計	24,116	
	(2)交付金	第16条 関 係	国有提供施設等所在市町村助成交付金
交通安全対策特別交付金			816
電源立地促進対策等交付金			1,832
特定防衛施設周辺整備調整交付金			130
地方道路整備臨時交付金	7,102		
小 計	13,292		
(3)補給金		交付地方債元利償還金等補助金	3
中 計		37,411	
合 計		127,213	

補助金による地方への関与

- 1 ひもなし定額補助金（交付税）
- 2 ひもつき定額補助金
- 3 経費の一定割合を補助（国庫補助負担金）

1の効果

地方政府の収入が増加（所得効果）

2の効果

以前に補助対象事業に回していた資金を他の用途に代替する

1と同じ帰結になる、と理論的に予想される

（実際には、補助対象事業への支出が増加することが観察されている、flypaper効果）

3の効果

地方にとって、補助対象事業が割安となる（価格効果）

1、2の場合よりも補助対象事業への支出が拡大する
超過負担が発生する